

## 目次

- 1 はじめに
- 2 少年法の概要と歴史
- 3 なぜ少年法廃止論が話題になるのか
- 4 少年法が無くなったらどうなるのか
  - (1) 少年法が無くなったら非行少年たちは…
  - (2) 少年法が無くなるメリット
  - (3) 少年法が無くなるデメリット
- 5 本当に少年法は必要なのか
- 6 おわりに

### 1 はじめに

現在の日本には約 2000 もの法律が存在し、そのすべてが社会を適切に回していくのに役立っているだろう。そのため、少なくとも民法や刑法などの著名な法律には「いらない」、「不要だ」といった意見はほとんど見受けられない。しかし、一般認知度が高いだろうにも関わらず、「無くせ」、「廃止しろ」と批判的な意見も多い法律がある。それは少年法だ。本レポートでは、その存在に疑問を持たれている少年法が無くなった際の社会を仮定し、本当に少年法が日本に必要なのかを述べていこうと思う。

### 2 少年法の概要と歴史

そもそも少年法とは、少年の健全な育成を図るため、非行少年に対する処分やその手続などについて定める法律<sup>1</sup>だ。具体的には、少年事件については、検察官が処分を決めるのではなく、全ての事件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定すること、家庭裁判所は、少年に対し、原則として、刑罰ではなく、保護処分を課すことが挙げられる。<sup>2</sup>その背景には、非行少年に刑罰ではなく、少年の健全な育成を目的に更生させる保護主義という考えが少年法の理念としてある。

少年法の歴史は古く、日本に少年法という名の法律が生まれたのは 1922 年である。そ

---

<sup>1</sup> 法務省ホームページ([https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14\\_00015.html#Q1](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00015.html#Q1))より引用

<sup>2</sup> 1 と同様

れ以前から、少年と成人の刑罰を区別するという思想自体は 1880 年施行の旧刑法にもあり、1908 年に現行刑法に改正した際に刑事責任年齢が 14 歳以上に引きあがったことや、現代でいう少年院や児童自立支援施設にあたる感化院について規定した感化法の欠陥を補うために少年法が生まれた。その後、戦後になって憲法が改正されたことにより、日本の法律制度の全面的見直しが行われ、その結果、1948 年 7 月 1 日に現行の少年法が制定された。その後、幾度かの改正が行われ、2021 年に成人年齢が 18 歳に引き下げられたことで、18 歳、19 歳を特定少年として扱う改正少年法が可決された。<sup>3</sup>ちなみに、丸目 (1957) は江戸時代前期における少年犯罪は『今川仮名目録』の制度を踏襲していると述べている。<sup>4</sup>『今川仮名目録』とは、駿河国(伊豆半島を除いた現在の静岡県にあたる)の戦国大名である今川氏親が 1526 年に制定した分国法(戦国大名の支配下で有効な法律のようなもの)で、実際同第 11 条には、「子供の喧嘩の事、子供のことであるから是非の詮議におよばない。」と、また、同第 12 条には、「子供が誤って友人を殺害した場合、もともと意趣あつてのことではないから処刑にはおよばない。」とあり、この概念は少なくとも 500 年前には存在しているようだ。

### 3 なぜ少年法廃止論が話題になるのか

前項では、少年法の概要について説明した。しかし、少年法が活用される少年事件、特に少年による殺人事件が起こると、主にインターネット上にて少年法を廃止しろという意見が現れるようになる。実際、2021 年に起きた旭川女子中学生いじめ凍死事件が報道されると、それを根拠に少年法を廃止すべきだと主張する意見がいくつも見受けられた。ではなぜ少年法廃止論は話題になるのだろうか。

考えられる要因は 2 つあると考える。1 つ目は、前項でも紹介した少年に健全な育成を施して更生させる少年法の理念がほとんど一般認知されていないからだ。少年法を学ぶ機会というのは大学か非行少年と関わる職に就いた際の研修の一環ぐらいしかないだろう。そして、このような機会のない多くの人たちは少年法の理念を知ることはほとんどないだろう。しかし、少年法という法律自体は広く知られているため、彼らにとって少年法は、罪を犯した少年を何故か減刑する法律と解釈してしまうのも無理はなく、このような法律なら廃止しろという意見にたどり着いてしまうのではないだろうか。

2 つ目は、メディアが報道する少年犯罪の極端さだ。メディアは少年犯罪を報じる際に「増加・凶悪化」という言葉が使われていることは様々な所で指摘されている。<sup>5</sup>しかし、

---

<sup>3</sup> 少年法の歴史については澤登俊雄 『少年法入門 第 6 版』 245～247 頁を参照

<sup>4</sup> 丸目透 『江戸時代前期における少年保護について』(法政大学史学会 1957)1 頁

<sup>5</sup> 例えば、古賀梨佳、平山絵理 『教育と少年犯罪』(中村学園大学短期大学部「幼花」論文集 2009)1 頁

法務省（2021）によれば、少年の刑法犯の検挙人数は平成15年（2003年）以降低下し続けており、また、令和2年（2020年）の検挙人数は22552人という、最高値である昭和58年（1983年）の261634人の約8パーセント程度にまで低下している。<sup>6</sup>つまり、少年犯罪の増加というのは統計上正しいとは言えない。また、少年犯罪の凶悪化についても、警視庁（2022）によれば、平成24年（2012年）から令和3年（2021年）における少年の検挙人数総数に占める凶悪犯（殺人、強盗、放火、強制性交等罪の4つの刑法犯を凶悪犯として定義している）の割合は2パーセント前後にとどまっており<sup>7</sup>、少年犯罪の凶悪化というのも正しいとは判断しづらい。しかし、内閣府の世論調査（2015）によれば、少年非行が増えていると感じる人の割合は78.6%（「かなり増えている」42.3%+「ある程度増えている」36.3%）、どのような少年非行が増えたかという問いには、45.9パーセントの人が「凶悪・粗暴化したもの」と回答しており<sup>8</sup>、世論としては、少年犯罪は増えて凶悪化していると考えられていることが分かる。そして、このような事態を生み出している要因として、メディアの報じる少年犯罪の極端さに問題があると考えられる。

少年だろうが成年だろうが、犯罪をすれば新聞やテレビなどのメディアに報じられるのは当然のことだろう。しかし、成年は殺人や窃盗、詐欺など様々な事件が報じられるのに対し、少年犯罪は殺人事件ばかりが取り上げられている。実際、インターネット上にある少年犯罪をまとめたサイトに載っている犯罪の多くは殺人事件であり、また、よく知られている少年犯罪といえば、女子高生コンクリート詰め殺人事件や神戸連続児童殺傷事件（いわゆる酒鬼薔薇聖斗事件）のような殺人事件が多いだろう。もちろん、少年犯罪の多くが殺人罪というわけではない。警視庁（2022）によれば、令和3年に最も多かった罪種は窃盗罪であり、検挙総数14818人の約50パーセントを占めている。また、殺人罪は35人と総数のわずか0.24パーセントほどしかない。そして、この割合は平成24年までさかのぼっても大きな変動はなかった。<sup>9</sup>成年犯罪について、殺人事件ばかりだと思える人は多くないだろうが、それはメディアが報じる成年犯罪は窃盗、詐欺など多岐にわたるからであり、少年事件については統計上多発していないはずの殺人事件ばかり報じ、統計上ありえない増加・凶悪化という単語を用いてしまえば、世論は少年犯罪が増加・凶悪化していると感じてしまってもおかしくないのではないだろうか。しかし、小沢（2009）は少年犯罪の凶悪化について、「時代と共に人々が繊細になったという心理的变化を体感治安の悪化の要因

---

<sup>6</sup> 法務省（2021） 『令和3年版 犯罪白書』第3編/第1章/第1節/2 年齢層別検挙人員・人口比の推移より ([https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68\\_2\\_3\\_1\\_1\\_2.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_3_1_1_2.html))

<sup>7</sup> 警視庁（2022） 『令和3年中における少年の補導及び保護の概況』 (<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/pdf-r3-syonengaikyo.pdf>) 21～22頁参照

<sup>8</sup> 内閣府（2015） 『少年非行に関する世論調査』 (<https://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-shounenhihou/2-1.html>) より

<sup>9</sup> 7と同様

として注目すべき」<sup>10</sup>と述べており、この問題は一概にメディアが悪いとは言い切れないだろう。

#### 4 少年法が無くなったらどうなるのか

##### (1) 少年法が無くなったら非行少年たちは…

ここからは少年法が無くなった社会を予想していこうと思う。少年法が無くなると起こりうる事態として主に3つ挙げられる。1つ目は、罪を犯した少年が刑事裁判によって裁かれるようになることだ。少年法のある現代日本では、犯罪少年は家庭裁判所の開く少年審判によって裁かれているが、少年法が無くなれば、少年審判を定義する法律が無くなるため、成年同様刑事裁判に服することとなるだろう。そうなれば、犯罪少年は保護観察所の保護観察や児童自立支援施設、児童養護施設、少年院への送致といった保護処分を下されることが無くなり、成年と同じく刑法に基づいた刑罰が下されることになるだろう。少年法第51条は死刑で処罰すべきときは無期徒刑、無期徒刑で処罰すべき時は10～20年の懲役または禁錮刑を言い渡す、同第52条は有期の懲役、禁固刑を科すときは15年未満の長期と10年未満の短期の不定期刑を科すと規定している。これらは少年法が規定する少年への減刑規定であるが、少年法が無くなればこのような処遇もできなくなるので、成年と同様の期間の刑罰が科されることになるだろう。そして、少年に対して死刑を下すことも国内法上は可能になるだろうが、これについては後程詳しく触れようと思う。

2つ目は、犯罪少年が被告の裁判が原則公開されるようになることだ。少年法第22条2項は少年審判を公開しないと定めている。この規定は、審判が公開されることによって少年が将来的に不利益を被らないようにするためである。しかし、少年法が無くなれば、犯罪少年は刑事裁判に服されることになり、刑事裁判は日本国憲法第37条並びに同82条1項にて公開することを規定しているので、原則的に犯罪少年の刑事裁判も公開されるようになるだろう。

3つ目は、メディアによる犯罪少年の実名報道が可能になることだ。2021年の改正少年法第68条によって特定少年の実名報道は解禁されたが、同第61条は特定少年以外の少年審判に付された少年の個人情報公開することや推知報道をすることは禁止している。しかし、少年法が無くなれば実名報道に関する規制が無くなるので、実名報道や推知報道が可能になるだろう。

##### (2) 少年法が無くなるメリット

---

<sup>10</sup> 小沢哲史 (2009) 『少年犯罪に対する専門家とマスメディアの言説史』9頁より

前項では少年法が無くなった際に起こりうる事態を予想したが、これを踏まえて少年法が無くなるメリットについて述べていく。少年法が無くなるメリットとしては3つ挙げられる。1つ目は、少年犯罪の件数が少なくなる可能性があることだ。犯罪少年の中には少年の刑罰は成年よりも軽くなることを理解して犯行に及ぶ者もいるだろう。いわゆる少年法の悪用というものだ。しかし、少年法が無くなれば、当然少年も成年と同じ刑罰が下るようになり、刑務所に行く可能性が高くなると、少年たちは犯罪に手を染めることを躊躇することで少年の犯罪件数を減らすことができるのではないだろうか。

2つ目は、年々高まっている犯罪少年への厳罰化を望む声に応えられるということだ。内閣府の世論調査によれば、1988年の少年非行問題に関する世論調査における「少年非行を防止するために特に有効だと思うこと」という問いに「補導・取り締まりの強化」と答えた人の割合は12.8パーセントだったが、平成27年(2015年)の少年非行に関する世論調査における「警察などの行政機関に対する要望」という問いに「少年犯罪に対する取締りを強化する」と答えた人の割合が39パーセントと以前よりも犯罪少年に対して厳しい扱いを望む声が増えていることが分かる。<sup>11</sup>また、共同通信(2022)によれば、特定少年の実名報道解禁について、「賛成」、「どちらかといえば賛成」と答えた人の割合が89パーセントにも及んでいる。<sup>12</sup>これらの結果から、犯罪少年に対して更生よりも重い罰を望む声はかなり根強く存在し、彼らの要望を究極的に叶えるならば少年法を無くしてしまうのが一番手っ取り早いだろう。

3つ目は、被害者関係者の心情に応えられるということだ。法務省(1996)によると、「被害者遺族の加害者に対する処罰感情・社会復帰についての意見」という質問において、希望する加害者の処罰について「死刑」と答えた人の割合は73.3パーセント、「厳罰」と答えた人の割合が12.3パーセントとほとんどの人が厳しい処罰を求めている。また、加害者の社会復帰について「反対」と答えている人の割合が52.4パーセントと過半数が社会復帰を望んでいないことが分かる。<sup>13</sup>実際、少年犯罪ではないが、自身の息子を殺害された尾松智子さんは、裁判所での意見陳述書にて「私共は出来ることなら、許されることなら、四人の加害者に、信吾と同じ状況下で、信吾の受けた痛みや苦しみを同じように体験して

---

<sup>11</sup> 内閣府(1988) 『少年非行問題に関する世論調査』 (<https://survey.gov-online.go.jp/h07/H07-06-07-04.html>) より

2015年の世論調査は8と同様

<sup>12</sup> 共同通信(2022) 『特定少年の実名報道に賛成89% 起訴された18、19歳対象』 (<https://nordot.app/878035735336239104>)内の調査より参照

<sup>13</sup> 法務省(1996) 『平成8年版犯罪白書』 第3編/第8章/第3節/2 被害者遺族の加害者に対する処罰感情・社会復帰についての意見より ([https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/37/nfm/n\\_37\\_2\\_3\\_8\\_3\\_2.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/37/nfm/n_37_2_3_8_3_2.html))

欲しい。そして私たちが生きていく限り、加害者の命がある限り、この社会には出てきて欲しくはない。出来ることなら極刑に処して欲しい。そう願わずにはおれません。」と加害者4名に対して死刑になってほしいという悲痛な思いが述べられている。<sup>14</sup>これらからわかる通り、犯罪被害者の関係者たちは加害者に更生ではなく厳罰、とりわけ死刑を望んでいることは明らかであり、犯罪少年を更生させようとする少年法というのは彼らにとって不都合な法律であると言える。しかし、少年法が無くなれば、彼らの願いである死刑、厳罰を犯罪少年に与えることができるようになり、被害者関係者たちの思いをくみ取ることができるようになるだろう。

### (3) 少年法が無くなるデメリット

次に少年法が無くなるデメリットについて述べていく。少年法が無くなるデメリットとしては3つ挙げられる。1つ目は、犯罪少年が今まで以上に更生しづらくなってしまいう可能性があることだ。法務省(2021)によれば、令和2年の刑法犯で検挙された少年のうち再非行に及んだ少年の割合は34.7パーセントであり、平成13年以降30パーセント台を推移しているが<sup>15</sup>、同(2020)では、令和元年の刑法犯で検挙された者の再犯率が48.8パーセントとなっており、また平成12年より増加傾向が続いていることが分かる。<sup>16</sup>このことから、少年法下の犯罪少年の方が成年より更生していることが分かる。しかし、少年法が無くなれば犯罪少年たちも刑務所に入ることになり、成年同様2人に1人は再犯してしまうようになってしまうのではないだろうか。

2つ目は、刑法第41条の悪法化という問題点だ。同法は14歳未満の者は責任能力が無いとして不処罰とする規定だ。しかし、何やっても許されるというわけではなく、少年法によって保護処分などの何らかの処分が下されることがほとんどだろう。つまり、刑法と少年法というのは一般法と特別法という関係と言える。しかし、少年法が無くなってしまうと刑法第41条に作用する特別法が無くなり、警察などの警察権を持った公権力が14歳未満の犯罪少年に一切手を下せなくなる状態が出来てしまう可能性がある。そうなれば14歳未満の少年が殺人事件を起こしても遺族は泣き寝入りせざるを得なくなる最悪の事態が

---

<sup>14</sup> 警察庁ホームページ 犯罪被害者の方々の手記から引用

(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/report/h19-3/pdf/02.pdf>)

<sup>15</sup> 法務省(2021) 『令和3年版 犯罪白書』第5編/第2章/第5節/1 少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移より

([https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68\\_2\\_5\\_2\\_5\\_1.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_5_2_5_1.html))

<sup>16</sup> 法務省(2020) 『令和2年版 犯罪白書』第5編/第2章/第1節/1 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移より

([https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67\\_2\\_5\\_2\\_1\\_1.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67_2_5_2_1_1.html))

起きかねないのではないだろうか。

3つ目は、児童の権利に関する条約との矛盾である。少年法が無くなれば犯罪少年も刑法に従った刑罰を受けるようになり、死刑相当の罪を犯せば死刑判決を出す必要が出てくるだろうが、たとえそのような事態が起きても死刑判決が下されることはないだろう。なぜならば、児童の権利に関する条約第37条(a)は18歳未満の死刑を禁止しており、同条約を日本は批准しているからだ。そうすると、成年ならば死刑判決なのに少年ということで死刑にはならないという少年法がないのにあたかも少年法が存命しているような事態が起きてしまい、犯罪少年を正しく裁判することができないだろう。さらにいえば、少年法が無くなったからと言って少年を刑務所に入所させる、懲役、禁固刑を科せるかも怪しい。実は同法第37条(c)は例外を除き、少年を逮捕、拘留をする際は成人と分離させなければならないとある。そのため、少年法が無くなっても少年は刑務所には入れず、現行の少年刑務所や少年院に入れざるを得ないのだ。つまり、少年法が無くなっても児童の権利に関する条約を批准し続ける限り、犯罪少年の処罰という観点ではほとんど何も変えられないのだ。

## 5 本当に少年法は必要なのか

以上で少年法が無くなった日本を想定し、その利点、欠点を説明してきた。これらを踏まえ、本当に少年法が日本に必要なのかを本項で述べていこうと思う。結論から言うと、少年法は必要であると考えられる。その理由としては4つ挙げられる。1つ目は、少年法下の方が少年の再犯率が低くなるからだ。前述のとおり、犯罪少年の再犯率は30パーセントほどであり、3人に2人は更生することが出来ている。これは再犯率約5割の成年への刑罰と比べて少年法における保護処分が一定の効果を発揮していると評価できるのではないだろうか。

2つ目は、14歳未満の犯罪が起きても対応ができるからだ。先ほども述べたが公権力が手を出せないある意味無敵の人が法律によってできてしまうのは極めて良くないということは言うまでもないだろう。こうならないためにも少年法は必要なのではないだろうか。

3つ目は、児童の権利に関する条約に批准する限り、犯罪少年と犯罪成年を平等に裁くことができないからだ。日本国憲法第14条1項は法の下での平等を規定しており、刑事裁判においても当然平等に刑罰が下されなければならない。しかし、犯罪少年を成年と同じく平等に判決を下し、刑務所に入所させる、死刑判決を出してしまえば児童の権利に関する条約第37条に触れてしまう可能性が高い。ならば同法の批准から外れてしまえばよいという反論が出るかもしれないが、今日世界中の多くの国に批准されている同法から外れ、少年に重い刑罰を下すようになれば、日本は世界中から非難を受けるだけでなく、何らかの制裁(経済制裁など)を受ける可能性があるのだ。そこまでして少年法を無くし、少年に重い刑罰を与える意味はあるのだろうか。

4つ目は、少年犯罪の被害者遺族たちは少年法の廃止よりも少年法の改正を求めていることが多いことだ。例えば、武るり子氏が代表を務める少年犯罪被害当事者の会は発足以来、弁護士会や国会の場などで少年法の改正についての意見を表明している。また、神戸連続児童殺傷事件の被害者の父親である土師守氏や山形マツト事件の被害者の父親の児玉昭平氏の2人も少年法の問題点と改正案についての意見を出している。<sup>17</sup>もし少年法が本当の悪法であるならば、彼らは少年法の廃止を求めているだろう。しかし、彼らは少年法の改正を求めているということは、廃止するよりも改正する方が良いと考えているからではないだろうか。少年犯罪の被害当事者たちが廃止ではなく改正を求めるならば、少年法を無くすのではなくより良いものに作り直していく方が建設的なのではないだろうか。以上の4点から少年法は必要なのではないかと考える。

## 6 おわりに

本レポートでは、少年法廃止論を受け、実際に廃止した際の事態を想定し、その利害から本当に少年法が日本に必要なのかを検討した。その結果、少年法の一定の成果、廃止時に起こりうる法的トラブル、被害当事者の声を理由に少年法は必要であると結論付けた。しかし、被害当事者の声からわかる通り、少年法はまだまだ問題の多い法律と言える。そのため、多くの人が少年法について知り、議論し、より理解を得られる法律になってくれることを願う。

---

<sup>17</sup> 詳しい内容については大谷通高（2008）『少年法改正をめぐる犯罪被害者遺族の言明』396～400頁参照(<https://www.r-gscefs.jp/pdf/ce04/om03b.pdf>)



## 参考文献

- 澤登俊雄 『少年法入門 第6版』 245～247 頁
- 丸目透 『江戸時代前期における少年保護について』 (法政大学史学会 1957)1 頁  
(<https://core.ac.uk/download/pdf/223198898.pdf>)
- 古賀梨佳、平山絵理 『教育と少年犯罪』 (中村学園大学短期大学部「幼花」論文集 2009)1 頁(<https://www.nakamura-u.ac.jp/>)
- 法務省 (2021) 『令和3年版 犯罪白書』 第3編/第1章/第1節/2 年齢層別検挙人員・人口比の推移([https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68\\_2\\_3\\_1\\_1\\_2.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_3_1_1_2.html))
- 警視庁 (2022) 『令和3年中における少年の補導及び保護の概況』  
(<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/pdf-r3-syonengaikyo.pdf>)21～22 頁
- 内閣府 (2015) 『少年非行に関する世論調査』 (<https://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-shounenrikou/2-1.html>)
- 小沢哲史 (2009) 『少年犯罪に対する専門家とマスメディアの言説史』 9 頁  
([https://wayo.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_action\\_common\\_download&item\\_id=887&item\\_no=1&attribute\\_id=22&file\\_no=1](https://wayo.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=887&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1))
- 内閣府(1988) 『少年非行問題に関する世論調査』 (<https://survey.gov-online.go.jp/h07/H07-06-07-04.html>)
- 共同通信 (2022) 『特定少年の実名報道に賛成 89% 起訴された 18、19 歳対象』  
(<https://nordot.app/878035735336239104>)
- 法務省 (1996) 『平成8年版犯罪白書』 第3編/第8章/第3節/2 被害者遺族の加害者に対する処罰感情・社会復帰についての意見  
([https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/37/nfm/n\\_37\\_2\\_3\\_8\\_3\\_2.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/37/nfm/n_37_2_3_8_3_2.html))
- 法務省 (2021) 『令和3年版 犯罪白書』 第5編/第2章/第5節/1 少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移  
([https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68\\_2\\_5\\_2\\_5\\_1.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_5_2_5_1.html))
- 法務省 (2020) 『令和2年版 犯罪白書』 第5編/第2章/第1節/1 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移  
([https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67\\_2\\_5\\_2\\_1\\_1.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67_2_5_2_1_1.html))
- 大谷通高 (2008) 『少年法改正をめぐる犯罪被害者遺族の言明』 396～400 頁  
(<https://www.r-gscefs.jp/pdf/ce04/om03b.pdf>)